

土木工事共通仕様書（令和7年3月17日）新旧表

頁	新	旧
<p>土木工事編 I</p> <p>P. 6</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義</p>	<p>1 - 1 - 2 用語の定義</p> <p>1～19. (省略)</p> <p>20. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 納品にあたっては、「<u>福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】</u>」に基づき、原則、発注者が指定した<u>電子納品保管管理システム</u>へ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、<u>納品方法を決定するものとする。</u></p> <p>21～50. (省略)</p>	<p>1 - 1 - 2 用語の定義</p> <p>1～19. (省略)</p> <p>20. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 納品にあたっては、「<u>オンライン電子納品実施要領</u>」に基づき、原則、発注者が指定した<u>電子納品保管管理サーバー</u>へ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、<u>電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p>21～50. (省略)</p>
<p>土木工事編 I</p> <p>P. 35</p> <p>1 - 1 - 25 工事完成検査</p>	<p>1 - 1 - 25 工事完成検査</p> <p>1～8. (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>1 - 1 - 25 工事完成検査</p> <p>1～8. (省略)</p> <p>9. 電子納品 ○ <u>受注者は、電子納品を実施する場合は、「福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」によらなければならない。</u> <u>なお、電子納品とは、「受注者が監督員に対して電子成果品を納品すること」をいう。</u></p> <p>10. 電子成果品 1 ○ <u>電子成果品は、維持管理や次フェーズ以降での電子データの利活用が確実である書類を対象とし、「工事完成図書の電子納品要領」（以下「要領」という。）に基づいて作成した、工事完成図、施設台帳、地質データ、i-Constructionデータの4種類とする。</u></p> <p>11. 工事帳票 ○ <u>工事帳票は、打合せ簿、確認書、工事履行報告書、施工計画書、出来形管理資料、品質管理資料等の定型様式の資料、及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料を対象書類とする。</u></p> <p>12. 電子書類 ○ <u>電子的方法で情報交換、納品、検査する書類は、監督員と協議し決定する。</u></p> <p>13. 電子成果品 2 ○ <u>「要領」に基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で1部提出する。なお、工事完成図と施設台帳は紙媒体でも1部提出する。</u></p> <p>14. 電子成果品 3 ○ <u>事帳票及び工事写真は、電子成果品とは別の電子媒体で1部提出する。なお、「施工前後の工事写真」は、紙媒体でも1部提出する。</u></p> <p>15. 電子成果品のチェック 1 ○ <u>電子成果品は、電子納品チェックシステム等により「電子納品に関する要</u></p>

土木工事共通仕様書（令和7年3月17日）新旧表

頁	新	旧
		<p><u>領・基準に適合している」こと，CADソフト付属のチェック機能等により「CAD製図基準に適合していること」のチェックを行い，エラーがないことを確認した後，ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。</u></p> <p>16. <u>電子成果品のチェック</u> 2 ○</p> <p><u>工事帳票及び工事写真は，ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。</u></p>